

高松市告示第404号

高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号。以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準を次のとおり定め、平成24年6月1日から施行します。

平成24年5月28日

改正 平成25年1月29日（告示第64号）

高松市長 大西 秀人

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用
基準

- 1 要綱別表第26号の「不正または不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人または有資格業者の役員もしくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督または検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動または暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正または不当な行為への関与
- 2 前項に規定する行為に該当するかどうかの認定は、高松市が高松市工事請負等審査委員会の審査（高松市職員の倫理および公正な職務の執行の確保に関する条例（平成24年高松市条例第82号）第2条第6号に規定する不当要求行為に該当するものにあつては、高松市公正職務推進委員会または高松市公正職務審査会の調査および高松市工事請負等審査委員会の審査）を経て、行う。